

第8章

計画の推進



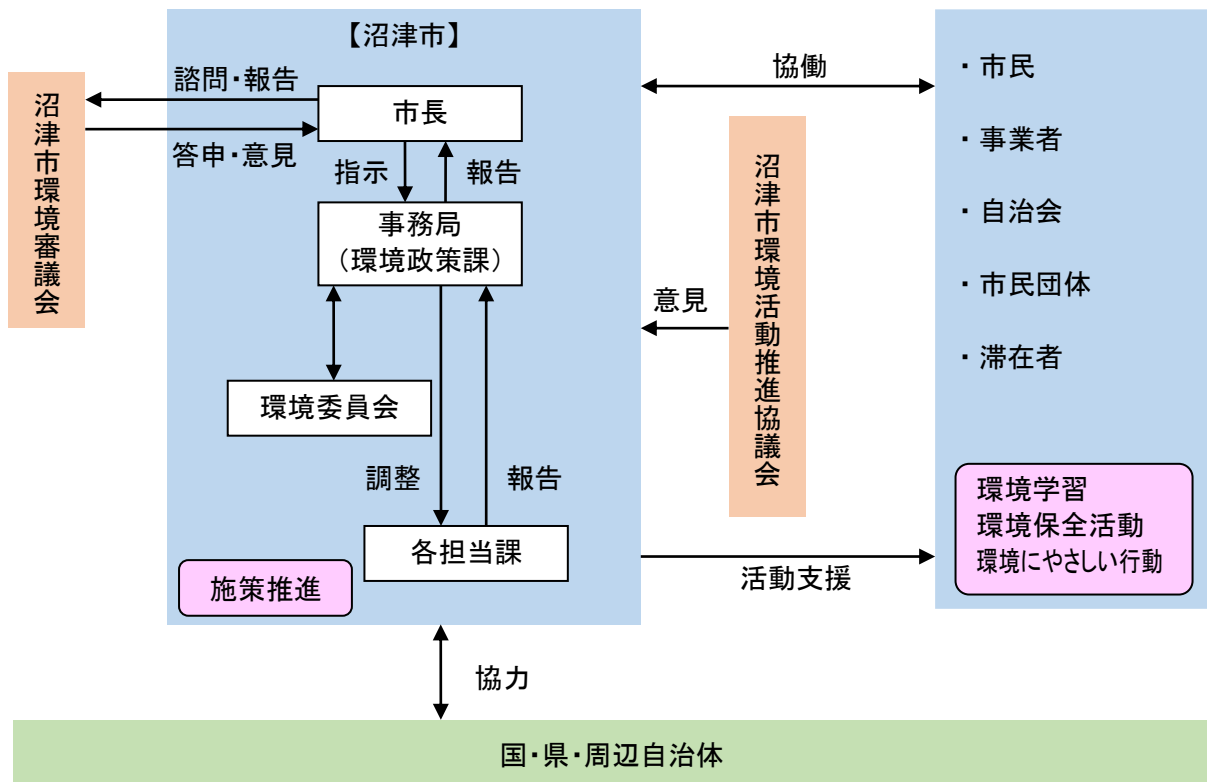
第1節 推進体制

第2節 進行管理と支援体制

第1節 推進体制

環境の保全及び創造に関する施策を推進していくためには、市・市民・事業者・滞在者の各主体がそれぞれの役割に基づく責務（沼津市環境基本条例第4条：市の責務、第5条：市民の責務、第6条：事業者の責務、第7条：滞在者の責務）を果たすとともに、各主体間の連携・協力による取り組みが必要であることから、ここでは各主体の役割分担を踏まえた推進体制について示します。

ここで示した環境審議会、環境活動推進協議会、環境委員会、各担当課、市民・事業者・滞在者、事務局がそれぞれの立場や地域で主体的に環境活動に取り組めるよう、相互の協力体制の確立を目指します。



1-1 環境審議会

「沼津市環境基本条例」第23条で規定された機関で、学識経験者、市内の各種団体などを代表する者、公募の市民、関係行政機関の職員で組織されます。

環境審議会は、市長の諮問に応じて調査審議を行い、審議した結果を市長へ答申します。

1-2 環境活動推進協議会

市は、市民などと協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、学識経験者、各種団体などを代表する者、事業者、静岡県地球温暖化防止活動推進員、公募の委員による「環境活動推進協議会」を設置します。

環境活動推進協議会は以下の事項について協議します。

- 環境基本計画に基づく、施策などの推進に関すること。
- 市と市民・事業者などとの協働の促進に関すること。
- その他市長が必要と認めるもの。

1-3 環境委員会

市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市役所内に「環境委員会」を設置します。

環境委員会は以下の事項について検討します。

- 環境配慮行動計画の実行・評価及び改善に関すること。
- 環境基本計画に基づく、市の環境施策などにおける連携・調整に関すること。
- その他市長が必要と認めるもの。

1-4 各担当課

各担当課は、担当する施策や事業において環境に配慮するとともに、その状況について把握し、環境委員会へ報告します。また、周辺地域の自治体や国、県、広域的に活動を展開している団体などと連携を図ります。

1-5 市民・事業者・滞在者

市民・事業者・滞在者は、沼津市環境基本条例に基づき、以下のような責務を果たします。

- 市民は環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に努める（第5条第1項）。
- 市民は環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する（第5条第2項）。
- 事業者は事業活動に伴う公害の防止、廃棄物の適正処理、自然環境の保全に必要な措置を講じる（第6条第1項）。
- 事業者は事業活動に係る製品の使用・廃棄による環境への負荷を低減するとともに、環境に配慮した原材料・役務などを利用するよう努める（第6条第2項）。
- 事業者は地域の一員であるとの認識の下に、市が実施する環境施策に協力する（第6条第3項）。
- 滞在者は環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する（第7条）。

1-6 事務局

事務局（環境政策課）は、各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口としての役割を果たすとともに、さまざまな環境情報を各主体へ提供します。

また、環境審議会、環境活動推進協議会などの組織との連携及び連絡・調整の役割を果たします。

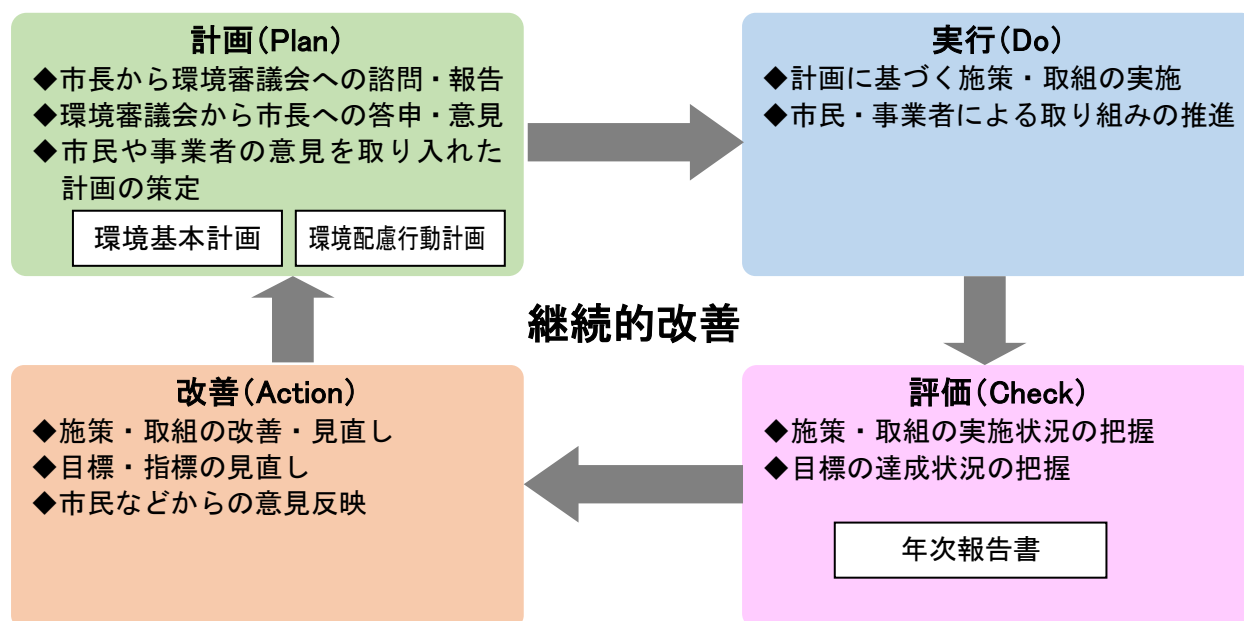
第2節 進行管理と支援体制

2-1 PDCA サイクルによる進行管理

計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルの考え方を取り入れ、継続的改善を行っていきます。

毎年度、事務局（環境政策課）が中心となり、計画の進捗状況や目標の達成状況の評価を行い、その結果を環境審議会、環境活動推進協議会に報告するとともに、「年次報告書（市民生活と環境）」や広報ぬまづ、ウェブサイトなどを通じて市民に公表します。

寄せられた提案や意見は、次年度の「環境配慮行動計画」や計画見直しに反映を検討します。



2-2 支援体制

■財政支援

計画に掲載された重点施策を中心に予算の確保に努めます。また、国や県などの補助金の活用を図ります。

■情報提供・意識啓発

環境基本計画や年次報告書、その他の環境情報の発信を行います（広報ぬまづ、ウェブサイト、SNSなど）。

環境教育やイベントで環境基本計画をPRするなど、環境意識の啓発を図ります。